巻頭言

「静岡労研」への期待、そして課題の共有を

2010 年 9 月 13 日

静岡県労働組合評議会議長　林　　克

全労連は今年の大会で「雇用と社会保障による『福祉国家』めざす」ことをきめました。その内容である「生計費原則に則った賃金の実現」「失業手当や職業訓練などの失業時の『セーフティーネット』の整備・拡充」などは、静岡県評がこれまで行ってきた運動です。

まず労働研究所にたいへんお世話になって最低生計費の試算運動を実施し、中間報告として 25 才単身男性のモデルについて公表しました。これは最賃闘争の中で、静岡も首都圏も生計費は地域差なしとして全国から注目を集め、中央最賃審議会が全国一律 10 円以上の目安を出したことについても静岡の運動のおかげと評価されました。今後世帯別の最低生計費を算出していきますが、公契約運動の賃金積算根拠への活用や、春闘における賃金要求の根拠として大いに活用していきたいと思います。

静岡県は西部を中心に輸出型企業の集積地であり、いわゆる「派遣切り」の影響を強く受けたところです。そのため昨年千件近い雇用・労働相談を受け、今年になっても相談は増え続けています。その中で失業時のセーフティーネット確保については自らの要求であり、運動を進めてきました。

今年 3 月に静岡労働局交渉を実施し、主に第二のセーフティーネットについて質疑が集中しました。「できたことは一歩前進だが貸付が中心で、制度を利用すれば借金がかさんでしまう。また実施機関が分かれているのでたらいまわしにあってしまう」「たとえば緊急小口資金で 10 万円借りるとすると、次の月から返済が始まり、総合支援資金で返さなければならなくなってしまう。貸付ではなく給付中心の制度にしてほしい」「実施機関が分かれているため、全部の機関を回って説明を聞き、資金が降りるまでに 2、3 ヶ月かかってしまう。これでは首を切られ、住宅がなくて困っている人はすぐには使えない制度だ」など、これまで相談における経験にもとづいて実態を労働局にぶつけました。この 10 月に一定の制度改善がされますがまだまだ矛盾は大きく、地方から改善の声をあげていかなければなりません。

静岡自治労連では、この 5 月に憲法を活かす行政めざして「憲法キャラバン」が実施され、県下 17 市町の市長を含めた自治体当局に対して懇談を実施してきました。テーマには「地域主権改革」と国の責任、特に生活保護の問題とかかわって懇談を実施しました。生保の問題では、予想以上にどの当局も苦悩が深いように思いました。それは生保件数の急増による財政の圧迫からきているものですが、憲法を活かした運用をしてほしいとこちらが問題提起するとほとんどの当局はまじめに応答してくれます。国に対しての財源要求という共通の課題を追求するなかで、来年も再び実施し関係を深めていきたいと思います。

セーフティーネットの構築は急務です。労働研究所の力大いに活用することにより、運動として事態の打開を図っていきたいと思います。